

「もっと現場を知る！職員短期派遣研修」実施要項

1 目的

職員を住民自治組織、NPO法人、公民館等に派遣し、実際に地域活動に従事させることで、地域に関する理解を深めるとともに、地域住民と行政の相互理解を図り、もって、今後の協働を促進する。

2 研修職員の到達目標

- ① 地域活動に関する理解を深め、県民との連携・協働の必要性を理解する。
- ② 地域住民と行政の相互理解を図る。

3 研修内容

- ① 研修内容：派遣先の団体において地域活動の補助的業務に従事
- ② 研修場所：派遣先団体の事務所、活動場所等
- ③ 研修期間：原則として派遣決定から12月末までの間
- ④ 研修日数：3日間から5日間の間で、派遣先団体と協議の上決定

4 研修派遣先団体

- ① 派遣先団体数：40団体程度
- ② 派遣先団体：研修職員の受け入れを希望する団体の募集を行い、その中から研修職員が選び決定する。

5 研修職員

- ① 研修職員数：50名程度
- ② 研修職員：研修に参加したい職員を募集し、その中から決定する。
募集等については、別途定める。

6 研修経費

- ① 受入にかかる経費（活動上発生する費用全般及び県との連絡に要する経費など）は派遣先団体において負担する。
- ② 県は、研修職員の受入に対して、謝金等の支払いは行わない。

7 研修の取り扱い

本職員研修は、県の研修の一環として行う。

8 その他

この要項は、平成23年2月3日から施行する
この要項は、平成24年2月3日から施行する
この要項は、平成29年2月3日から施行する